

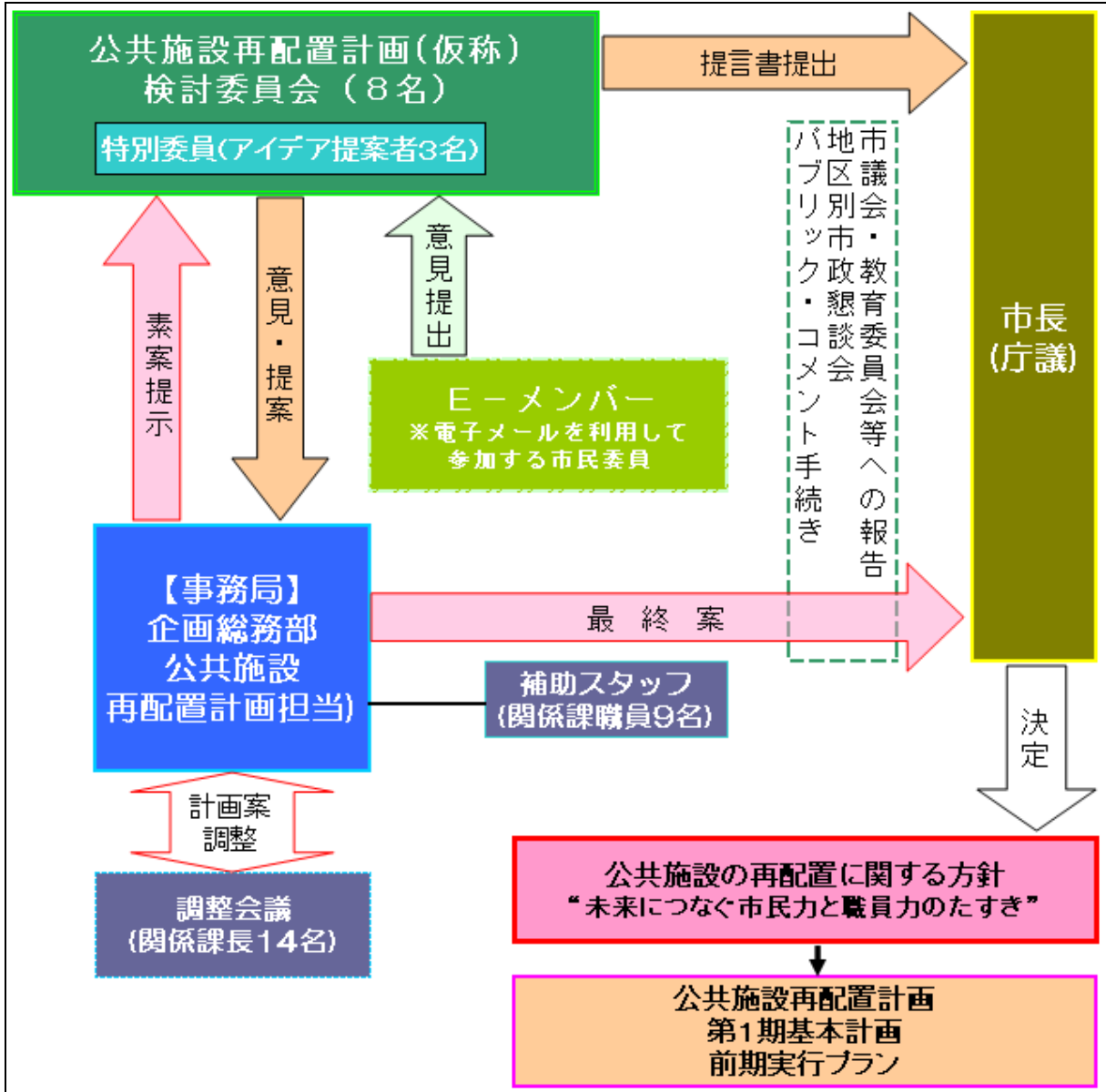
附 属 資 料

I	方針等の策定体制及び経過	P192
II	秦野市公共施設再配置計画(仮称)検討委員会	P195
III	方針等の内容に対する市民の意見	P208



I 方針等の策定体制及び経過

1 策定体制



2 策定経過

年	月	内 容
平成20年	4月	企画総務部に公共施設再配置計画担当を設置
		公共施設概要調査に着手
	6月	公共施設概要調査結果報告
	9月～10月	公共施設の管理・運営に関するヒアリング調査実施
	11月	公共施設の管理・運営に関するヒアリング調査結果報告
	12月	公共施設白書の作成に着手
平成21年	4月～5月	公共施設利用者アンケート実施
	6月	インターネットによる公共施設に関するアンケート調査実施
	10月	秦野市公共施設白書《本編》及び《施設別解説編》の内容を部長会議に報告
		白書を公表
		議員連絡会において白書の内容を報告
12月	秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会設置	
	第1回検討委員会開催	
平成22年	1月	第2回検討委員会開催
	2月	第3回検討委員会開催
	3月	第4回検討委員会開催
	4月	第5回検討委員会開催
	5月	第6回検討委員会開催
	6月	第7回検討委員会開催
		「秦野市の公共施設再配置に関する方針案【委員会からの提言】“ハコに頼らない新しい公共サービスを！”」を検討委員会が提出
	7月	第1回計画策定調整会議開催
		部長会議において提言の内容を報告
		議員連絡会において提言の内容を報告
		教育委員会議において提言の内容を報告
		社会教育委員会において提言の内容を報告
		第2回計画策定調整会議開催
		第8回検討委員会開催
	8月	部長会議において「秦野市公共施設再配置に関する方針“未来につなぐ市民力と職員力のたすき”」案の内容を協議
広報特集号において方針案のフローを公表		
議員連絡会において方針案の内容を報告		

年	月	内 容
平成 22 年	8月	ホームページ等で方針案を公表
		方針案に関するパブリック・コメント手続き開始
		北地区市政懇談会において方針案の概要を説明
		本町地区市政懇談会において方針案の概要を説明
		教育委員会議において方針案の内容を報告
		南地区市政懇談会において方針案の概要を説明
		西地区市政懇談会において方針案の概要を説明
		鶴巻地区市政懇談会において方針案の概要を説明
		上地区市政懇談会において方針案の概要を説明
		第9回検討委員会開催
		大根地区市政懇談会において方針案の概要を説明
	9月	東地区市政懇談会において方針案の概要を説明
		方針案に関するパブリック・コメント手続き終了
		第10回検討委員会開催
10月	出前講座実施	
	方針を庁議決定	
	第11回検討委員会開催	
11月	検討委員会がシンボル事業の素材に関するアイデアを募集	
	第12回検討委員会開催	
12月	出前講座実施	
	第13回検討委員会開催	
	シンボル事業の素材となるアイデアを決定	
	出前講座実施	
平成 23 年	1月	第14回検討委員会開催
	2月	第15回検討委員会開催
		「秦野市公共施設再配置計画策定にあたっての提言」を検討委員会が提出
		政策会議において秦野市公共施設再配置計画(案)の内容を決定
		行財政改善推進委員会に計画案の内容を報告
		議員連絡会において計画案の内容を報告
		ホームページ等で計画案を公表
		計画案に関するパブリック・コメント手続き開始
	教育委員会議において計画案の内容を報告	
	3月	計画案に関するパブリック・コメント手続き終了
		計画を決定

Ⅱ 秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会

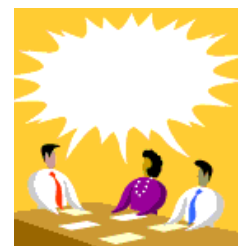
1 委員名簿

（平成 23 年 1 月 31 日現在）

	氏 名	所 属 及 び 役 職
委員長	ね もと ゆう じ 根 本 祐 二	東洋大学経済学部教授
副委員長	こ ぼやし まさ とし 小 林 正 稔	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
委員	くら かず りょう こ 倉 斗 綾 子	首都大学東京大学院都市環境科学研究科客員研究員
委員	さ さき よう いち 佐々木 陽 一	(株)PHP研究所公共経営支援センター コンサルタント
委員	しお はら ひで お 塩 原 英 雄	パシフィックコンサルタンツ(株) 行政マネジメント部主席アドバイザー
委員	なか の とも こ 中 野 智 子	中央大学経済学部准教授
委員	ふじ き ひで あき 藤 木 秀 明	(株)浜銀総合研究所地域戦略研究部研究員
委員	ふる さわ やす ひさ 古 澤 靖 久	プライスウォーターハウスクーパース(株) ディレクター
特別委員	有限会社ツナミデザイン 加藤峰雄	
特別委員	大和小田急建設株式会社	
特別委員	宇都宮大学大学院工学研究科 建築計画研究室 西城祐基・藤原誠志・佐藤栄治	

（委員名五十音順：敬称略）

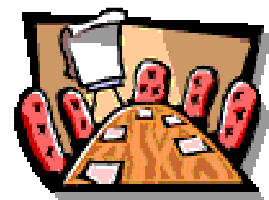
※ 「特別委員」とは、平成 22 年 11 月 1 日～30 日までの間、委員会が「シンボル事業の素材に関するアイデア」を募集しましたが、委員会による審査の結果、アイデアを採用された者であり、検討委員会設置要綱第 5 条第 4 項に基づき、委員長が第 14 回及び第 15 回の委員会に召集した委員をいいます。



2 検討委員会開催経過

(平成 23 年 2 月 10 日現在)

回	開催日時及び場所
	会議次第及び配付資料
第 1 回	平成 21 年 12 月 25 日(金) 午前 10 時から午後 0 時 15 分まで 秦野市役所本庁舎 3 階 3A 会議室
	<p>会議次第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設の現状と課題について 2 委員会の運営及び検討手順について 3 次回委員会の日程及び内容について 4 その他 <p>配付資料</p> <p>資料 1 秦野市公共施設再配置計画(仮称)検討委員会の運営について(案)</p> <p>資料 2 秦野市公共施設再配置計画(仮称)の検討フロー(案)</p> <p>資料 3 秦野市公共施設再配置計画(仮称)検討組織</p>
第 2 回	平成 22 年 1 月 28 日(木) 午後 2 時から午後 4 時まで 秦野市文化会館 2 階第 1 練習室
	<p>会議次第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 E-メンバーの募集について(報告事項) 2 秦野市公共施設の再配置に関する方針(案)について 3 その他 <p>配付資料</p> <p>資料 1 秦野市の人口動態等について</p> <p>資料 2 公共施設の管理運営に係る人件費の内訳</p> <p>資料 3 公共施設の建物の減価償却について</p> <p>資料 4 地区別の主な公共施設の種別配置</p> <p>資料 5 インフラ関連の更新に要する費用の単純試算等</p> <p>資料 6 秦野市市民意識調査報告書</p> <p>資料 7 秦野市公共施設の再配置に関する方針(事務局素案)</p> <p>資料 8 秦野市公共施設再配置計画(仮称)検討委員会 E-メンバー募集のお知らせ</p>



回	開催日時及び場所
	会議次第及び配付資料
第 3 回	平成 22 年 2 月 24 日(水) 午前 10 時から午前 11 時 50 分まで 秦野市なでしこ会館 4 階 A 会議室
	<p>会議次第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長あいさつ 2 E－メンバーの選任について 3 秦野市公共施設の再配置に関する方針(案)について 4 その他 <p>配付資料</p> <p>資料1 E－メンバー候補者感想文</p> <p>資料2 歳入歳出の県下各市との比較(平成 20 年度決算ベース)</p> <p>資料3 県下各市の公共施設使用料の比較</p> <p>資料4 他市の公民館との比較</p> <p>資料5 公共施設の管理運営に係るフルコスト(分類別)</p> <p>資料6 公共施設の管理運営に係るフルコスト(施設別)</p> <p>資料7 将来負担比率から見る起債の限度について</p> <p>資料8 地区別の主な公共施設の種別配置(改訂版)</p>
第 4 回	平成 22 年 3 月 25 日(木) 午前 10 時から午前 11 時 45 分まで 秦野市役所本庁舎 5 階 5A 会議室
	<p>会議次第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 E－メンバーの選任について(前回委員会以降受付分) 2 秦野市公共施設の再配置に関する方針(案)について 3 その他 <p>配付資料</p> <p>資料1 E－メンバー候補者感想文(2 月 24 日以降受付分)</p> <p>資料2 実質公債費比率の試算</p> <p>資料3 公民館の管理運営コストの比較(全館合計)</p> <p>資料4 公共施設の災害時避難所としての利用計画</p> <p>資料5 地区別の主な公共施設の資産価値等</p> <p>資料6 公共施設を維持するために必要となる費用の試算</p> <p>資料7 秦野市職員の年齢構成</p> <p>資料8 秦野市公共施設の再配置に関する方針の策定にあたっての委員会意見(案)</p> <p>資料9 秦野市公共施設の再配置に関する方針《委員会案》(平成 22 年 3 月 25 日現在事務局素案)</p>

回	開催日時及び場所
	会議次第及び配付資料
第 5 回	<p>平成 22 年 4 月 19 日(月) 午後 1 時 55 分から午後 3 時 50 分まで 秦野市立南が丘公民館 2 階セミナー室</p> <p>会議次第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 Eーメンバーからの意見について(報告事項) 2 秦野市公共施設の再配置に関する方針(委員会案)について 3 その他 <p>配付資料</p> <p>資料 1 Eーメンバーからの意見①(4 月 15 日現在受付分)</p> <p>資料 2 公共施設建設にかかる起債償還額とリース料金支払額の比較</p> <p>資料 3 公共施設の建替え費用不足額から見た更新量の試算</p> <p>資料 4 秦野市公共施設の再配置に関する方針(委員会案抜粋)</p>
	<p>平成 22 年 5 月 26 日(水) 午後 2 時 5 分から午後 3 時 55 分まで 秦野市立上公民館 2 階大会議室</p> <p>会議次第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 Eーメンバーからの意見について(報告事項) 2 秦野市の公共施設再配置に関する方針案【委員会からの提言】(案)について 3 その他 <p>配付資料</p> <p>資料 1 Eーメンバーからの意見②(5 月 25 日現在受付分)</p> <p>資料 2 公共施設の建替え費用不足額から見た更新量の試算②</p> <p>資料 3 公共施設の維持・更新費用不足額の試算に関するバリエーション</p> <p>資料 4 秦野市の公共施設再配置に関する方針案【委員会からの提言】(案)</p> <p>参考資料 秦野市の公民館が今後果たすべき役割及び組織・運営体制について (提言)[社会教育委員会議から市長及び教育長への提言]</p>



回	開催日時及び場所 会議次第及び配付資料
第 7 回	<p>平成 22 年 6 月 30 日(水) 午後 2 時から午後 3 時 20 分まで 秦野市広畑ふれあいプラザ 2 階学習室 2</p> <p>会議次第 1 E－メンバーからの意見について(報告事項) 2 秦野市の公共施設再配置に関する方針案【委員会からの提言】“ハコに頼らない新しい行政サービスを！”(案)について 3 その他</p> <p>配付資料 資料1 E－メンバーからの意見③(6月25日現在受付分) 資料2 秦野市の公共施設再配置に関する方針案【委員会からの提言】“ハコに頼らない新しい行政サービスを！”(案) 参考資料 スケルトン方式による学校の活用事例(倉斗委員提出資料) ※ 会議終了後、市役所3階市長応接室に移動し、委員会からの提言書を市長に提出しました。</p>
第 8 回	<p>平成 22 年 7 月 29 日(木) 午後 2 時から午後 3 時 55 分まで 秦野市立宮永岳彦記念美術館ギャラリー</p> <p>会議次第 1 E－メンバーからの意見について(報告事項) 2 提言内容の各機関等への報告結果について(報告事項) 3 秦野市公共施設の再配置に関する方針案について(経過報告) 4 秦野市公共施設再配置計画(案)について 5 その他</p> <p>配付資料 資料1 E－メンバーからの意見④(7月26日現在受付分) 資料2 提言内容の各機関等への報告結果について 資料3 秦野市公共施設の再配置に関する方針案のフロー図(未定稿) 資料4 今年度における計画検討作業について 資料5 西中学校配置図・平面図 資料6 西公民館平面図</p>



回	開催日時及び場所 会議次第及び配付資料
第 9 回	<p>平成 22 年 8 月 27 日(金) 午後 2 時 30 分から午後 4 時 20 分まで 秦野市立西公民館 1 階視聴覚室</p> <p>会議次第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 E－メンバーからの意見について（報告事項） 2 秦野市公共施設の再配置に関する方針案について（経過報告） 3 秦野市公共施設再配置計画（案）について 4 その他 <p>配付資料</p> <p>資料 1 E－メンバーからの意見⑤(8 月 25 日現在受付分)</p> <p>資料 2 方針案の内容の各機関等及び市民への説明の結果について</p> <p>資料 3 秦野市公共施設の再配置に関する方針案</p> <p>資料 4 第 1 期基本計画の期間中に建替え時期を迎える公共施設</p>
第 10 回	<p>平成 22 年 9 月 27 日(月) 午後 2 時 40 分から午後 4 時 20 分まで 秦野市保健福祉センター3 階第 4 会議室 1</p> <p>会議次第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 E－メンバーからの意見について（報告事項） 2 秦野市公共施設の再配置に関する方針案について（経過報告） 3 秦野市公共施設再配置計画（案）について 4 その他 <p>配付資料</p> <p>資料 1 E－メンバーからの意見⑥(9 月 23 日現在受付分)</p> <p>資料 2 方針案の内容の各機関等及び市民への説明の結果について②</p> <p>資料 3 秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会における検討素材の募集に関する要項（案）</p> <p>資料 4 西中学校区の特性について</p> <p>資料 5 西地区の都市計画図等</p> <p>資料 6 シンボル事業の内容について</p>



回	開催日時及び場所
	会議次第及び配付資料
第 11 回	平成 22 年 10 月 25 日(月) 午後 2 時 40 分から午後 4 時 35 分まで 秦野市立南公民館 1 階会議室
	会議次第 1 E－メンバーからの意見について（報告事項） 2 アイデア募集の経過について（報告事項） 3 秦野市公共施設再配置計画（案）について 4 その他 配付資料 資料1 E－メンバーからの意見⑦(10月22日現在受付分) 資料2 第1期基本計画の期間内における再配置の方向性（案）
第 12 回	平成 22 年 11 月 22 日(月) 午後 2 時 30 分から午後 4 時 30 分まで はだのこども館 2 階体験学習室
	会議次第 1 シンボル事業のアイデア募集について（経過報告） 2 秦野市公共施設再配置計画（案）について 3 その他 配付資料 資料1 シンボル事業の検討素材募集に係る経過報告 資料2 第1期基本計画の構成（素案） 資料3 第1期基本計画における施設別計画の方向性（素案） 資料4 資料3に基づく主なハード事業の実施・検討事項 資料5 公共施設（主なハコモノ）の配置図
第 13 回	平成 22 年 12 月 15 日(水) 午前 10 時から午後 12 時 45 分まで 秦野市役所 4 階議会第一会議室
	会議次第 1 シンボル事業のアイデア応募者に対するヒアリング 2 シンボル事業のアイデア採用審査 3 その他 配付資料 資料1 シンボル事業のアイデア応募書類（非公開） 資料2 シンボル事業のアイデア審査用紙 資料3 E－メンバーからの意見⑧(12月13日現在受付分)

回	開催日時及び場所 会議次第及び配付資料
第 14 回	<p>平成23年1月17日(月) 午後2時50分から午後4時50分まで 秦野市立渋沢公民館1階会議室</p> <p>会議次第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 E－メンバーからの意見について（報告事項） 2 シンボル事業のアイデアについて 3 秦野市公共施設再配置計画（素案）について 4 その他 <p>配付資料</p> <p>資料1 秦野市公共施設再配置計画(仮称)検討委員会委員名簿(平成22年12月末現在)</p> <p>資料2 E－メンバーからの意見⑨(1月11日現在提出分)</p> <p>資料3 西中学校及び周辺公共施設の概要並びに事業計画事務局案</p> <p>資料4 シンボル事業のアイデア素材</p> <p>資料5 秦野市公共施設再配置計画(素案)</p> <p>資料6 計画素案に対する各施設所管課の意見と対応</p> <p>資料7 第1期基本計画案の効果</p>
第 15 回	<p>平成23年2月10日(木) 午後2時から午後4時まで 秦野市役所3階3A会議室</p> <p>会議次第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 秦野市公共施設再配置計画（最終案）について 2 委員会からの提言の内容について 3 その他 <p>配付資料</p> <p>資料1 E－メンバーからの意見⑩(2月7日現在提出分)</p> <p>資料2 秦野市公共施設再配置計画(最終案)</p> <p>資料3 秦野市公共施設再配置計画策定にあたっての提言(案)</p> <p>※ 会議終了後、委員会からの提言書を副市長に提出しました。</p>



3 秦野市公共施設再配置計画策定にあたっての提言

秦野市長 古谷 義幸 殿

平成23年2月10日
 秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会
 委員長 根本 祐二

秦野市公共施設再配置計画策定にあたっての提言

今般、公共施設再配置計画の検討を行うにあたり、今後、高齢化により今まで市民税収の中核を担っていた市民層からの税収が減少する一方、現在の公共施設やインフラをそのまま更新しようとするると近年の公共投資額を大幅に上回る財政負担を強いることになるという問題意識を共有した上で、選択と集中により「できるだけ機能を維持しながら更新する」という観点を重視しました。

われわれは、ともすれば、「より質の高い公共施設を、より多く」望みがちです。しかしながら、選択と集中を行わずにすべてを維持しようとするると、財源不足から最低限必要な公共施設・インフラすら維持できないことになりかねません。そのような未来を、子どもたちに残してはなりません。

今回の計画は、現在検討が進められている新総合計画の「公共施設の配置・整備の方針」にも反映されているとともに、総合計画の目標年次である平成32年度を越え、今後40年間にわたって持続可能な計画として策定されています。

今回の計画が、個別の施設やインフラだけを縦割りのみで部分的な最適を目指す考え方ではなく、市全体そして将来の子どもたちのための全体最適の観点から実現されることを強く望むものです。

その実現のために、以下の点を提言いたします。

1 客観的な情報収集・分析と情報の共有化をはかること

公共施設、インフラの利用状況、費用、老朽化度などを含む公共施設白書の継続的な作成や拡充を行うこと。その情報を客観的に分析し、庁内外で情報の共有化を図ること。

2 一元的なマネジメントを推進するための庁内の組織・体制を構築すること

計画の実行にあたっては、再配置担当の権限を強化し一元的にマネジメントできるようにする。また、さらに、次の段階では、「施設と機能の分離」原則を条例で明記するとともに、「施設」の維持更新、利活用のすべての調整権限を持つ

市長直属の役職(民間企業で言えば CFO(Chief Financial Officer))を設置すること。

3 計画を持続可能とする仕組みをつくとともに、計画実施を客観的に検証するための第三者委員会を設置すること

計画を持続可能にするためPDCAサイクルを具体的に盛り込んだ仕組みをつくること。庁内の論理のみで判断されることのないよう、推進状況を監視し、計画推進のための提言や趣旨に反した運用が見られた場合に勧告を行うための第三者委員会を設置すること。第三者委員会の運営、専門家のノウハウの活用などにあたっては、将来に備えて必要な先行経費であることを認識して、相応の予算措置を講じること。

4 市民への情報公開と丁寧な説明を行うとともに市民が参加しやすい環境をつくること

市全体そして将来の子どもたちのための全体最適を達成するために、個々の市民が自分の利害だけに捉われることのないように、公共施設白書や財政予測を含む必要十分かつ分かりやすい情報公開を行うとともに、各地に出向いて説明会を開催するなど丁寧な対応を行うこと。また、公共施設に期待される機能を市民自らが担うことで財政負担を軽くするため、新総合計画策定時に採用したボイス・オブ(Voiceof) はだの市民会議等幅広い市民層からの意見を抽出すること、運営時は市民の自主運営を導入すること等積極的に市民が参加しやすい環境をつくること。

5 民間のアイデアを尊重すること

「できるだけ機能を維持しながら更新する」ためには、設計・建築・土木、不動産、社会システム、金融などの分野における民間の独創的な知恵が必要であるため、推進の過程で随時民間の意見を求めるプロセスを織り込むこと。また、その際、民間が意欲的に参加できるように提案者に何らかの優遇措置を講じること。

以上



4 秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会設置要綱

（平成 21 年 12 月 4 日施行）

（趣旨）

第1条 この要綱は、本格的な人口減少社会を迎え、公共施設を将来にわたり持続可能な量と質へと転換するため、中長期的視点に立った公共施設の再配置に係る計画を策定するに当たり、秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設 行政財産である本市の施設のうち、道路、橋りょう、上下水道の設備及びごみ収集所等の小規模な施設を除く施設をいう。
- (2) 公共施設の再配置 公共施設のあり方について抜本的な見直しを行い、その適正な配置及び効率的な管理運営を実現することをいう。

（所掌事項）

第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 公共施設の再配置の方針に関する事。
- (2) 秦野市公共施設再配置計画（案）に関する事。
- (3) その他公共施設の再配置に関する事。

（組織等）

第4条 委員会の委員は、8名以内とし、公共施設に関する政策又は研究の分野における実績のある学識経験者及び有識者の中から市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員会の検討内容により委員長が必要と認めるときは、臨時委員を委員会に加えるものとし、市民の中から市長が委嘱する。
- 7 臨時委員の任期は、委嘱の日から委員会への出席が終わるまでの間とする。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員（臨時委員を含む。以下同じ）の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、議決を要する場合で、委員長が必要と認めるときは、書面による表決を行うことができるものとする。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数（前項後段の規定により書面表決としたときは、委員の過半数）により決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じてその会議への委員以外の者の出席を求め、説明又は意見

を聴くことができる。

5 委員会は、必要に応じて市民モニターを募集し、公共施設の再配置に関すること
その他委員会が定めることについて意見を聴くことができる。

6 委員会の会議の結果は、その会議の都度、公表し、その内容に関する市民からの
意見を募集するものとする。

(報告)

第6条 委員長は、委員会における検討結果を提言書として取りまとめ、市長に報告
する。

(報償の支給)

第7条 委員が委員会の会議に出席したとき又は市民モニターが意見を提出したとき
は、予算の範囲内で報償を支給する。

(調整会議)

第8条 委員会の検討内容の実現性及びその実施方策等の検討を行うため、主要な公
共施設の管理所管課及び行財政運営に関する関係課で組織する秦野市公共施設再配
置計画(仮称)策定調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

2 調整会議の構成員は、別表第1に掲げる職にある者を充てる。

3 調整会議の司会進行は、企画総務部公共施設再配置計画担当課長が行うものとす
る。

4 調整会議は、必要に応じてプロジェクトチームを設置し、又は会議に構成員以外
の職員の出席を求めることができる。

(庶務等)

第9条 委員会及び調整会議(以下「委員会等」という。)の庶務は、企画総務部公
共施設再配置計画担当において処理する。

2 委員会等の円滑な進行を支援し、その指示する事項について調査等を行うため、
委員会等に補助スタッフを置くものとし、別表第2に掲げる部課等の長の推薦によ
り、その所属する課長補佐級以下の職員を充てる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員
長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月4日から施行し、平成23年3月31日限り、その
効力を失う。

別表第1 (第8条関係)

職 名
企画総務部企画課長

企画総務部行政経営課長
企画総務部公共施設再配置計画担当課長
財務部財政課長
財務部財産管理課長
くらし安心部市民自治振興課長
福祉部高齢介護課長
こども健康部保育課長
こども健康部こども育成課長
環境産業部環境保全課長
環境産業部観光課長
建設部建築住宅課長
都市部都市計画課長
教育総務部教育総務課長
生涯学習部生涯学習課長
生涯学習部スポーツ振興課長

別表第2（第9条関係）

部等名	課等名	人数
企画総務部	企画課	各1名
企画総務部	行政経営課	
財務部	財政課	
福祉部	部等の長が推薦する課	
こども健康部	部等の長が推薦する課	
建設部	建築住宅課	
都市部	部等の長が推薦する課	
教育総務部	教育総務課	
生涯学習部	部等の長が推薦する課	



Ⅲ 方針等の内容に対する市民の意見

1 方針案に対するパブリック・コメント手続きの結果

(1) 意見募集期間 平成22年8月18日(水)～9月17日(金)

(2) 意見募集の周知方法

広報はだの8月15日特集号及び市ホームページ並びに地区別市政懇談会の席上において周知

(3) 方針案の公表の方法

ア ホームページへの掲載

イ 公民館及び駅連絡所における閲覧

ウ 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧

(4) 意見提出の方法

郵送、FAX、電子メール及び持参

(5) 提出された意見の内容及びその取扱い等

ア 意見提出者数 6名

イ 件数等の内訳及び対応状況

内容の分類	件数	意見への対応区分(※)			
		A	B	C	D
① 方針1「基本方針」について	3	0	2	1	0
② 方針2「施設更新の優先度」について	1	0	0	1	0
③ 方針3「数値目標」について	1	0	0	1	0
④ 方針4「再配置の視点」について	10	3	5	2	0
⑤ 計画等について	1	0	1	0	0
⑥ その他	3	0	0	0	3
計	19	3	8	5	3

※A：意見の趣旨等を方針に反映したもの

B：意見の趣旨等は既に方針案に反映されていると考えるもの

C：意見の趣旨等を方針に反映することは困難だが参考とさせていただくもの

D：感想等その他のもの

(6) 分類別の意見一覧

① 方針1「基本方針」について

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	<p>右肩下がりの日本経済が恐らく今後も続く状況において、今払えない負担を、利子まで付けて将来払えるわけがない。</p> <p>こういった観点で方針案を見ると、①新規の施設は作らない、②施設更新に優先順位を付ける、③第一優先としては教育施設、子育て支援施設、道路等インフラとすることについては賛成である。</p>	<p>必要性の高い施設サービスを将来市民にも享受してもらうためには、多くの市民の皆様には、御意見と同様の御理解をいただくことが必要不可欠です。</p> <p>引き続き、再配置の必要性については、説明を尽くしていきたいと考えます。</p>	B
2	<p>財政が緊迫し、打開策として考案されたもののだが、教育や文化、体育にしわ寄せが来るのは問題である。教養を高めるのに欠くことのできない図書館や公民館などはむしろ拡充して欲しいと思う。</p> <p>財源がないからとか、利用者が少ないから削減するのではなく、今あるものをもっと活用するように運動をすとか、もっと活用できる施設を設けるといったことを熟慮してほしい。</p>	<p>人口と税収が減る中で、義務教育を最優先とするためには、他の分野の施設の床面積は縮小せざるを得ないのが現実です。</p> <p>しかし、全市的利用を図っているような施設の機能は、多くの市民の皆様とともに知恵を出し合いながら、できるだけ維持し、より多くの市民に利用していただけるように工夫していきたいと考えています。</p>	C
3	<p>旧消防署、旧教育研究所など、市が管理している建物でそのまま放置しているものは多数あるはずだが、すぐに売却すべきである。</p> <p>また、曾屋ふれあい会館は、建て直すのではなく、売却すべきである。売却後は税収も見込める。同じく、なでしこ会館も方針が明確になっていないが、畳の大広間等年間の利用率はどのようになっているのか。近くには、ほうらい会館もあるし、利用率の低いハコモノは、1～2年以内に廃棄処分とし、売却すべきである。</p>	<p>方針 P56(方針案 P51)で、優先度の低い施設の用地は、売却、賃貸収入を得て、優先度の高い施設の更新費用に充てることを基本方針としています。</p> <p>なお、なでしこ会館の和室は、現在「適応指導教室いずみ」として常時利用されています。また、曾屋ふれあい会館は、自治会から土地を賃借、なでしこ会館は、秦野市農業協同組合から建物を賃借しているので、廃止した場合でも、賃借料の節減とはなりません。売却収入を得ることはできません。</p>	B

② 方針2「施設更新の優先度」について

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	<p>秦野市に引っ越してきて良い点は、福祉・教育関係の理解度が教職員を含めて深い点であると思う。これは無形のもので見えにくいのだが、とても質が高いと思う。うちの子供はいわゆる発達障害児であったためにたまたま気がついたことになるのだが、以前居た市は、表面上の対応ばかりで中身が無かったのに、秦野市立の幼稚園は、幼児教育の理念があり、「弘済学園」と協力していて、とても助けられた。ともすると親の関心は学力に偏りがちになるが、心の教育に力を入れていることは素晴らしいと思う。</p> <p>現実の大人は、私も含めて競争社会の中におり、個々人の生活を少しでも良くする視点に重点が行きがちである。子供の成長を考えた時に親は学力重視に偏るのは仕方がないのだが、これが行き過ぎると子供の社会性の成長に影響が出るように思う。社会性の成長には、心の教育が絶対に必要と思う。最近の私立幼稚園は、親に媚びるが故にその辺がおろそかにしている懸念がある。</p> <p>私は市立幼稚園であるからできている教育があったと感じている。最近の老人の孤独死、死の放置、親による虐待、ネグレクト、無差別殺人、日本は効率良い社会になったが、これらは効率を追い求め過ぎ、昔、日本人が持っていた「心」あるいは「恥」を忘れてきている結果がでてきているのかもしれない。政治家は「学力」を問題にするが、私には「心」の未発達の方が深刻に思える。</p>	<p>公教育の果たすべき役割も十分に認識した上で、再配置を行っていきたいと考えています。</p> <p>しかしながら、最優先とする義務教育などの施設機能を将来にわたり持続可能なものとするためには、公共施設の面積を縮小せざるを得ない状況にあります。</p> <p>このため、公設公営の施設の民営化などの様々な工夫を行い、その機能の維持に努めていきますので、御理解をお願いいたします。</p>	C



③ 方針3「数値目標」について

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	<p>秦野市には実に多くの公共施設があり、正直驚いている。でも、中には「いらなかな」と思うような施設もあり、現在の半分程度にしてもあまり支障はないように思える。</p>	<p>全ての公共施設は、それぞれの時代に応じた必要性の下に設置されてきましたが、個々の公共施設の必要性に対する考え方には個人差が大きく、将来にわたってどれが不要かの判断を行うことが難しいことも事実です。</p> <p>したがって、多くの市民の意見を取り入れ、できるだけ多くの施設サービスを残したいのですが、人口減少社会を迎える中では、それが許される状況にはありません。そこで、この方針では、まず客観性の高い施設更新の優先度を定め、それを基準にしながら更新可能な面積を算定しました。その結果、現在の見込みでは、更新時期を迎える施設面積の約 31 パーセントを削減すれば、多くの市民がより必要性が高いと考える施設サービスの維持が可能であるとの結論を得たものです。</p> <p>なお、第 1 ステージにおいては、この削減量を目標といたしますが、今後 10 年ごとに、社会経済情勢の実態にあわせた方針の見直しを行いますので、目標値については、変化する可能性もあります。</p>	C

④ 方針4「再配置の視点」について

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	<p>秦野を決して夕張のようにしてはならない。また、子どもたちに返済する当てのない借金を背負い込ませてはならない。そのためには、「身の丈に合った施設整備」を出発点にしなければならないが、身の丈以上のことをしようとするときは、金銭的にも、施設運営の労力面でも、新たな市民負担を求める必要がある。</p>	<p>方針 P71(方針案 P65)視点 4の中で、「適正な受益者負担の推進」を掲げ、方針 P68(方針案 P62)視点 2の中で、「地域対応施設の地域による運営」を掲げています。なお、現状と課題(方針 P44)に公民館管理運営費の財源内訳等を追記しました。</p>	B
2	<p>複合施設案に賛成する。義務教育施設以外の施設は、複合施設の整備を視野に入れ、予算的に厳しいかもしれないが、長寿命化に向け計画的に手入れを行い、粘れるだけ粘り、いよいよの時は更新案について市民の負担を新たに求めることを前提に市民の意見を集約するしかないと思う。ただし、PFIには反対である。年度ごとの費用の平準化、民間活力の導入など、表面的にはメリットを感じるが、「施設を造り、運営し、取り壊す」費用は市民が負うのに加え、企業の利益や資金調達のための利子負担も負わなければならない。いわば隠れ借金のような性格のものだと思う。「いつもニコニコ現金払い」、これが大原則です。</p>	<p>民間活力の導入に当たっては、PFI方式に固執するものではありませんが、PFI方式をはじめとする民間活力を導入した施設整備の採用に当たっては、VFM効果(支払いに対して最も高い価値を供給するという考え方)について検証し、従来の公設方式より明らかに費用負担が少なくなることを市民に明示した上で、進めていきたいと考えています。</p>	C
3	<p>これからは、市長のマニフェストにある「市民が主役のまちづくり」が基本である。今までのように何かあると市役所をお願いするではもたない。この方針案を読んで、市民が汗をかくことが必要であると感じている。私もあと2年で定年だが、定年後は、可能な範囲で継続的に秦野市の公共を支える部分の活動を始めたいと考えている。同じような考え方の人も多いと思うので、力を合わせるとかなりのパワーになる。市役所としては、インターネットを活用するなどにより、コーディネート役をしてほしい。</p>	<p>方針 P68(方針案 P62)視点 2の中で、地域対応施設の地域による運営を掲げています。 「市民の力」、「地域の力」による施設運営は、今後必要不可欠なものとなります。意欲のある市民に存分に力を発揮していただけるように努めていきたいと考えます。</p>	B

No.	意見の概要	市の考え方	区分
4	<p>高齢化がますます進めば、坂道の多い市内では、公共施設に足を運ぶのは大変である。それぞれの地区にどんなに小さい規模でもいいから集会が持てるような施設を作ってほしい。当地区は、ぜひともいつかは施設を作ってほしいと願い、基金を自治会発足の頃から蓄えて今日に至っている。</p>	<p>方針 P68(方針案 P62) 視点 2の中で、自治会館などが公の施設の機能を担えるよう支援することを掲げています。</p>	B
5	<p>再配置の進行により利用されなくなる建物について、地域への譲渡を進める場合、古い建物が多いので、耐震性などの欠陥があることが考えられる。被害が起きた場合に、建物の瑕疵(かし)による責任論が起きないように協議や取り決めが重要な課題である。</p> <p>しかし、後ろ向きになることなく、瑕疵のある建物であることを条件とした利用方法の徹底と責任所在の明確化を図ってこの制度を大いに展開していただきたい。</p>	<p>地域へ譲渡できるような施設については、すべて耐震補強を実施済です。しかし、御意見のとおり古い建物なので、隠れた瑕疵が存在することも十分に考えられます。</p> <p>譲渡する場合には、関係法令等に則りながら、契約を取り交わしたいと考えます。</p>	C
6	<p>素人目で恐縮だが、古墳公園にある史跡紹介施設は図書館に移設しても良いかもしれない。発掘資料の保存にとどめて非公開にしても良いのではないか。公民館、児童館、老人福祉施設などもやや多すぎる気がする。小学校などの施設に併設し集約する方が効率的と思う。結論として建物はできるだけ統廃合することは賛成。</p> <p>但し、くれぐれもソフト面で支障がでるようなことは注意してほしいと思う。</p>	<p>方針 P70(方針案 P64) 視点 3の中で、「施設の統廃合」を進めることや、小中学校や公民館等を核として「地域コミュニティ拠点の総合化」を進めることを掲げています。</p> <p>また、ソフト面についても十分な配慮を行いながら、複合化を進めていきたいと考えています。</p>	B
7	<p>視点5の4の内容は、温暖化防止(環境性)を含んだ内容であるため、表題を「4 更新単価とコスト低減、環境性を優先した設計」に改め、また、「イニシャルコストとランニングコストを常に意識する」の部分で、「イニシャルコストとランニングコスト及び環境性を常に意識する」としたほうが、訴求効果が高いと思われる。</p>	<p>方針 P77(方針案 P70) 中、表題については、御意見のとおり変更し、後段については、「イニシャルコスト及びランニングコスト並びに環境性を常に意識する」と変更します。</p>	A

No.	意見の概要	市の考え方	区分
8	<p>視点 5 の 4 の内容は、課題認識、現状分析を受けると、決して「安かろう・悪かろう」のハコモノを作ろうとするのではないと考えられる。35 万円/㎡で実現しようとするハコモノの性能について明記したほうが、市の考えを適切に伝えられると考える。</p> <p>そこで、更新単価の目標値に加え、課題を踏まえた目指すべき方向性として、「そこで、施設の更新に当たっては、適正な建築性能と省エネ・低炭素性の高い設備を設置すると同時に、更新単価は 35 万円/㎡以下とします。」と記載してほしい。</p>	<p>方針 P77(方針案 P70)中、該当箇所について、御意見のとおり変更します。</p>	A
9	<p>視点 5 の 4 の内容のうち、LCC の低減を優先することに賛成する。本方針案でも記載されているとおり、公共施設は、一旦建築されると、その後長年にわたって維持管理を市が行うことになる。建設価格だけにとらわれて、目先の安さを追求すると、その後の維持管理において市民に大きな負担を課すことになりかねないと考える。</p> <p>特にハコモノの設備方式などを選定する際は、その後のランニングコストに直結することになるため、LCC 削減の視点に立った評価をお願いしたい。</p>	<p>多くの市民に同様の御理解がいただけるよう、説明に努めていきたいと考えます。</p>	B
10	<p>視点 5 の 4 に記載されている「範を示すべき公共の建築物」については、積極的に温暖化対策への貢献をしてもらいたいと考える。</p> <p>したがって、「LCC の低減を優先することに取り組みます。」の後に、「また、LCC の削減に加えて、地球温暖化対策の促進の観点から LCCO₂(ライフサイクル CO₂)の低減にも取り組みます。」と追記してほしい。</p>	<p>方針 P77(方針案 P70)中、該当箇所について、「LCC の低減を優先するとともに、地球温暖化対策の促進の観点から LCCO₂(ライフサイクル CO₂)の低減にも取り組みます。」に変更します。</p>	A

⑤ 計画等について

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	公共施設の再配置に真剣に対峙しようとする市の姿勢に賛意を表す(もっと早くに手をつけていたほうがよかったかもしれないが)。市長は、厳しい政治判断を求められると思うが、絵に描いた餅で終わらせないでほしい。	方針 P78(方針案 P70) 視点 5 の中で、第三者による評価を行いながら、計画を着実に進めることを掲げています。	B

⑥ その他

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	この方針案は、市の職員全員に読んでもらいたい。市の今後の方向性、市職員として必要とされる能力、そういったことを再確認するよい機会になると思う。	既に多くの職員が内容に目を通していると思いますが、さらに広く呼びかけていきたいと思っています。	D
2	こういう問題は、細案ができれば、決定する前に公表して市民の声を聴いていただきたい。	公共施設再配置計画(仮称)の策定作業に当たっては、公共施設白書作成の段階から全ての情報をホームページ上で公開してきました。また、方針案に対するパブリック・コメント手続を開始するに当たっては、8月15日に方針案のフロー図を広報はだの特集号に掲載するとともに、8月18日から9月1日にかけて実施した地区別市政懇談会において内容を説明し、広く周知を図りました。 計画案の作成に当たっても、同様のポリシーで望むとともに、パブリック・コメントの手続を経て決定します。	D
3	弘法の里湯の1日平均の利用者は何人か。年間収入はどうか。	日平均利用者は約460人、年間の収入は、約1億4,600万円です(いずれも平成19年度実績:公共施設白書より)。	D

2 方針案に関する地区別市政懇談会の結果

8地区において行われた市政懇談会において、新総合計画素案及び次期行革推進プラン骨子案とともに、再配置に関する方針案の内容を説明し、質疑応答等を行いました。その概要は、次表のとおりです。

【地区別市政懇談会の開催概要】

地区	開催日時及び場所並びに出席者数	
	質問・意見	回答
本町地区	平成22年8月19日(木) 午後7時から午後9時まで 本町公民館2階大会議室 66名	
	① ハコモノが厳しい状況にあることがわかった。しかし、公共施設白書を見ると、曾屋ふれあい会館は、平成19年度には約3万5千人の利用がある。この数は、上や渋沢公民館よりも多く、南公民館や大根公民館に匹敵し、混雑する本町公民館の補完的役割も果たしているとのある。見直し対象かもしれないが、利用者は増加傾向にありコストも低いので、残してもらいたい。	面積は3割減るが、共用化などの工夫により機能は維持できるように努力していく。具体的な部分は、計画の中で明らかにしていきたい。
	② ハコモノは増やさないという方針は明確であり、評価する。計画は、客観的データに基づき進めてほしい。ただし、総合計画、行革プランも含め、市として何の施策を優先するのかがわかりにくい。人づくりは大事である。教育には力を入れるべきではないか。	高齢者も大事だが、あらゆるものを犠牲にしても、子どもたちをしっかりと育てていきたいと考えている。(市長答弁)
南地区	平成22年8月20日(金) 午後7時から午後9時まで 南公民館2階大会議室 79名	
	① 他市で文化会館や公民館を休止するというニュースを見たが、秦野市でも大変な状況であることがよくわかった。	

地区	開催日時及び場所並びに出席者数	
	質問・意見	回答
東地区	平成 22 年 9 月 1 日(水) 午後 7 時から午後 9 時まで 東公民館 2 階ホール	
	① 老人いこいの家を使う人が増えている。二間続きの部屋を区切れば、もっと多くの人を利用できるし、光熱水費の節約にもつながる。少しの工夫で管理運営費の削減を行えるのではないか。	再配置の方針案では、小規模な地域対応施設は、地域に運営を委ねていけるようにしたいと考えているので、協力をお願いしたい。また、公民館で行えば有料になる活動が老人いこいの家では無料で行えるというのも、見直しを行う必要があると考えている。
北地区	平成 22 年 8 月 18 日(水) 午後 7 時から午後 9 時まで 北公民館 2 階大会議室 36 名	
	① 優先順位の最終決定はどのように行うのか。	委員会からの提言に基づいて、方針案として示した。最優先以外は、現段階では明確になっていないが、アンケート結果等の市民ニーズを見ながら計画に位置付けていきたい。
	② 地区ごとの施設の多い、少ないによって残る施設が決まってしまう恐れがある。地域の意見も聴きながら決めてほしい。	地区ごとの現状にばらつきがある。現状を把握しながら地区の実情に合わせて考えていきたい。いずれにせよ、納税者である市民も利用者である市民も同じテーブルで議論することが大事である。全てを公開しながら検討を進めていきたい。
大根地区	平成 22 年 8 月 30 日(月) 午後 7 時から午後 9 時まで 大根公民館 2 階ホール 50 名	
	① 再配置という言葉には、今ハコモノがない地域にハコモノを作ると言う意味はないのか。説明を聞いていると、再配置計画ではなく、更新計画のように感じる。再配置という言葉の意味は何か。また、遊休地のようなものはどうしていくのか。	ハコモノのあり方の見直しを第一とし、適切な配置と効率的な管理運営を考えることを再配置とする市独自の定義である。遊休地については、計画を進める中で、適切に活用していきたい。

地区	開催日時及び場所並びに出席者数	
	質問・意見	回答
大根地区	② 大根地区には公共施設が少ない。少ないところには増やしてもいいのではないか。	<p>全市的な利用を図る中央運動公園などが、市の中心部に配置されているため、大根、鶴巻地区には少ないと感じるのかもしれないが、おおね公園などもあり、小中学校も含め決して少ないとは思っていない。</p> <p>大根川のポンプ場は、35億円をかけて整備を進めている。ハコモノにかけているお金は少なくとも、公共施設にかけるお金は決して少なくはない。(市長答弁)</p>
	③ 計画はよく考えられていると思うが、新たなハコモノは作らないといっているのに、温泉掘削に億単位の投資をするのは疑問である。	
	④ 活用されていない土地は売るということだが、日赤病院の隣は、1,000万円の利息を毎年払っていると聞いた。早く何とかしてもらいたいが、こういう経済情勢では買う人がいるのか。	<p>利息は年 800 万円くらいになる。この他にも、事業の計画があって取得したが、事業が進まなくなり遊休地になっている土地がある。地価は低いが、有効に活用できるようにしたい。しかし、逆ザヤになることは避けられない。</p>
鶴巻地区	平成 22 年 8 月 25 日(水) 午後 7 時から午後 9 時まで 鶴巻公民館 2 階大小会議室 36 名	
	① 新しいハコモノは作らないという方針であるならば、今ある施設をどのように使うのが大事だ。公民館などは、子育てに必要な学習、高齢者のための学習の機会をもっと実施するなどして、生涯学習の拠点として積極的に活用してほしい。	<p>公民館の利用は、現状では貸館が中心である。今日は概要の説明にとどめているが、方針案の中には、学校も含め、公民館機能は地域コミュニティの拠点として位置付けているので、公民館機能の積極的活用を検討していきたい。</p>

地区	開催日時及び場所並びに出席者数	
	質問・意見	回答
西地区	平成 22 年 8 月 23 日(月) 午後 7 時から午後 9 時まで 西公民館 2 階大会議室 83 名	
	① ハコモノの見直しが進むということだが、秦野市の特徴的なものは残してもいいのではないか。例えば、幼稚園など。財政的には厳しいのだろうが、市にそういう特色があってもいいのではないか。	
	② 現在の公民館の機能を存続させてほしい。公民館は地域との接点である。常勤の課長補佐クラスの館長も存続させてほしい。	
上地区	平成 22 年 8 月 26 日(木) 午後 7 時から午後 9 時まで 上公民館 2 階大会議室 38 名	
	① ハコモノやインフラに寿命があることは当然だろう。また、財政状況が厳しいこともわかる。ハコモノが一番手をつけやすいのだろうが、上地区のようなところでは経済性だけで物事を考えてほしくない。上小学校、上幼稚園、上公民館がなくなれば、ますます地区が衰退する。	<p>修繕すら先送りになっているような現状の中で、こういう方針案を作った。義務教育は最優先としているので、現状では上小学校をなくすつもりはないが、将来にわたって絶対であるかといえば、そうとはいえない。なんでも費用対効果や数字で一律に考えるつもりはないが、財源を生むためには効率化も必要である。地区の皆さんと一緒にできるだけ不便にならないように考えていきたい。</p> <p>40 年先までのシミュレーションを基に方針案を作っており、明日すぐにそうなるというわけではない。納税者と利用者が同じテーブルについて、納得できるような結論を出していきたい。ハコモノだけではなく、道路、橋、下水道もある。このシミュレーションを基にして一緒に議論していきたい。</p> <p>(市長答弁)</p>

地区	開催日時及び場所並びに出席者数	
	質問・意見	回答
上地区	② 義務教育施設を最優先するとのことだが、学校の空いている教室を利用することで、解決できるものもあるのではないかと。借金を増やさずに再配置を行えないのか。	借入金を増やさずに必要性の高い施設の更新を行っていくことは不可能である。必要な負担は、次世代にもしてもらわなければならないが、返せなくなるほどの負担を残したり、何も手をつけないうまま先送りにするようなことはしないというのが再配置である。また、フロー図のキーワードにもあるように、ご提案いただいたような視点で、共用化などにより空いているスペースは積極的に利用するように考えていきたい。
	③ この計画は画期的だと思う。また、利用者一人当たりのコストなどを市民に示すことも大切だ。しかし、この地区に図書館や消防を復活させることはできないかということも検討してほしい。そのためには、新しい税財源を作るようなことまで検討しなければならないだろうが、そのくらいのことをしなければ、地区の前進はないと思う。	こうした議論が起きることを目指して、白書の段階から一貫して、わかりやすく数字で情報を明らかにしてきた。増税と言うのは、非常に勇気ある発言だと思うが、まずは出を制していきたい。そのために公開の事業評価も行うものだが、入を図るのは、その後として考えたい。
	④ 再配置を考える前に、先に仕分けがあるべきだ。例えば、老人いこいの家など限られた地域だけにある施設は、地域に渡して、地域で運営していくような体制をとるべきではないか。	

※ 主な質疑・意見等の欄は、公共施設再配置計画担当の職員が説明員として出席した際のメモを基に作成したものであり、各会議の事務局が作成する会議録の内容とは表記が異なる場合があります。

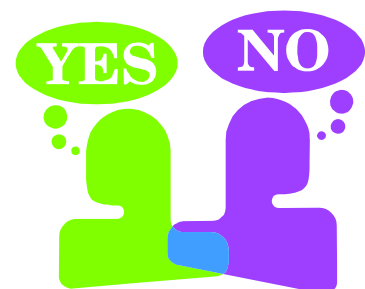


3 計画案に対するパブリック・コメント手続きの結果

- (1) 意見募集期間 平成23年2月17日(木)～3月18日(金)
- (2) 意見募集の周知方法
広報はだの2月15日号及び市ホームページ上において周知
- (3) 計画案の公表の方法
 - ア ホームページへの掲載
 - イ 図書館、公民館及び駅連絡所における閲覧
 - ウ 本庁舎行政情報閲覧コーナー及び担当課事務室における閲覧
- (4) 意見提出の方法
郵送、FAX、電子メール及び持参
- (5) 提出された意見の内容及びその取扱い等
 - ア 意見提出者数 2名(団体)
 - イ 件数等の内訳及び対応状況

内容の分類	件数	意見への対応区分(※)			
		A	B	C	D
① 計画の推進に関する意見	1		1		
② 総括的事項の計画に関する意見	1			1	
③ その他の意見	5				5
計	7	0	1	1	5

- ※A： 意見の趣旨等を計画に反映したもの
- B： 意見の趣旨等の一部又は全部が既に計画案に反映されていると考えるもの
- C： 意見の趣旨等を計画に反映することは困難だが参考とさせていただくもの
- D： 感想等その他のもの



(6) 分類別の意見一覧

① 計画の推進に関する意見

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	公共施設再配置計画の推進は、住民の利便性を損なうことなく、また、住民合意を最優先とされたい。	<p>施設の複合化を進めることにより、限られた財源を集中的に投資することができ、ハード、ソフトの両面の充実を図ることが可能となります。</p> <p>全てが今までどおりとはいかなくなる場合もあるかと思いますが、できるだけ利便性を損なうことにならないように、総括的事項の計画5②には、「廃止する施設の機能は、近隣の施設で補完するなどにより極力維持する。」ことを掲げています。</p> <p>なお、人口減少と公共施設の一斉更新が重なる「公共施設の更新問題」を解決するためには、「公共施設の再配置」が必要であることについて、説明を重ねながら御理解をいただき、計画内容を推進していきたいと考えます。</p>	B

② 総括的事項の計画に関する意見

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	もっと市民の利益を尊重する立場で、市政を運営してもらいたい。税金で建てた公民館等の利用料を増額することはやめてもらいたい。近隣の市町村では無料なのに、秦野だけ有料であるのは納得いかない。	<p>義務教育施設を除き、市民一人ひとりの公共施設の利用頻度には大きな差があります。受益と負担のバランスについての適正化を図り、公共施設の利用頻度が低い人も納得のできる使用料制度とする必要があると考えています。</p> <p>なお、現在県下 16 市(政令指定市を除く)の中では、本市をはじめ 10 市の公民館が有料であり、公民館が</p>	C

No.	意見の概要	市の考え方	区分
		設置されていない横須賀市を除く 5 市が無料となっています(行政経営課調べ)。	

③ その他の意見

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	<p>提言書 21 ページには「今すぐに対策に着手しておく必要がある」とありますが、それならどうして植樹祭の時には、予定外の予算をあんなに使ってしまったのでしょうか？</p> <p>クリーンセンターに導入するごみ焼却施設は、外よりも約5億円も高い施設に決まったのはどうしてでしょうか？</p> <p>「秦野市公共施設白書」を公表した平成 21 年 10 月以降も、税金の無駄遣いにストップをかけていないのではないか、という疑問がある。</p>	<p>貴重な御意見ではありますが、秦野市公共施設再配置計画(仮称)検討委員会からの提言に基づき作成した、「秦野市公共施設の再配置に関する方針“未来につなぐ市民力と職員力のたすき”」は、昨年 8 月 18 日から 9 月 17 日にかけて行われたパブリック・コメント手続きを経て、10 月 12 日にその内容を決定したものであり、今回のパブリック・コメント手続きの対象ではありません。</p> <p>御意見の内容は、計画策定にあたり参考とさせていただきます。</p>	D
2	<p>提言書 37 ページには「道路延長は増え続けているにもかかわらず、道路橋りょう費の歳出額は、減り続けています」とあります。だったら第二東名高速道路の建設についても、事情は同じではないですか？</p> <p>「第二東名をストップせよ」という意見を秦野市から国に上げるべきではないですか？国の財政も破たん寸前であることには、変わりないのですから。</p>		
3	<p>提言書 7 ページに「個人市民税収の予測」グラフがありますが、個人市民税が減少する原因は働く人の数の減少と賃金の削減の結果ではない</p>		

No.	意見の概要	市の考え方	区分
	<p>ですか？</p> <p>大企業に対して、人員削減を止めて、賃上げするように働きかける方策はないのでしょうか？</p> <p>せめて、大企業から徴収する市民税だけでも、減税でなく、利益に応じた税金を払うように、働きかけることはできないのでしょうか？</p>		
4	<p>提言書 69 ページにある複合化については、周辺住民の意向を聞いて、計画され、運営される必要がある。その実行を民間企業に限る必要はない、と思われる。</p>		
5	<p>市議会議員は、共産党議員を除いて、みんな市長の方針に賛成してきたから、今日の事態を招いてしまったのではないですか？</p> <p>この「方針案」の内容を市民に知らせて、市民負担だけを増やして解決する方法はよくない。別の方針を考え出し、市政に提言してゆくことが、市議会議員の使命ではないですか？</p> <p>オール与党体制では、市民のためになる市政の改革はできません。</p>		



秦野市公共施設再配置計画

平成 23 年(2011 年)4 月 1 日 初版250部発行

編集・発行

秦野市政策部公共施設再配置推進課

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目 3 番 2 号

TEL0463-82-5122(直通) FAX0463-84-5235

E-Mail koukyousisetu@city.hadano.kanagawa.jp